

第6期大分市障害福祉計画

第2期大分市障害児福祉計画



令和3年3月

大 分 市

— 表紙の作品 —

表紙の絵は、左側が「第二杉の木園」利用者 森河 康太さんの作品「かあちゃん」、右側が「クローバー会」安部 カヨ子さんの作品「クリスマスツリーの灯り」です。

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置付け	3
5	計画の基本的な考え方	4
6	計画の進行管理	6

第2章 障がい者の状況

1	障害者手帳の所持者数	7
2	身体障がい者	8
3	知的障がい者	10
4	精神障がい者	11
5	難病患者	13
6	障がい児	14
7	障害福祉サービス等支給決定者数の推移	15

第3章 令和5年度の数値目標

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量

1	訪問系サービス	23
2	日中活動系サービス	26
3	居住系サービス	31
4	相談支援	33
5	障害児通所支援、障害児相談支援	35
6	発達障がい者等に対する支援	38
7	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
8	社会福祉施設等施設整備	40

第5章 地域生活支援事業

1 事業内容	41
2 実績及び見込	45

資 料

大分市障害者自立支援協議会委員名簿	53
大分市障害者自立支援協議会 障害福祉計画等策定部会名簿	55
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	56
児童福祉法	59

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）の理念である「障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向けて、国の定める基本指針に即し、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、各年度における障害福祉サービス等・障害児通所支援等の必要な量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項について策定するものです。

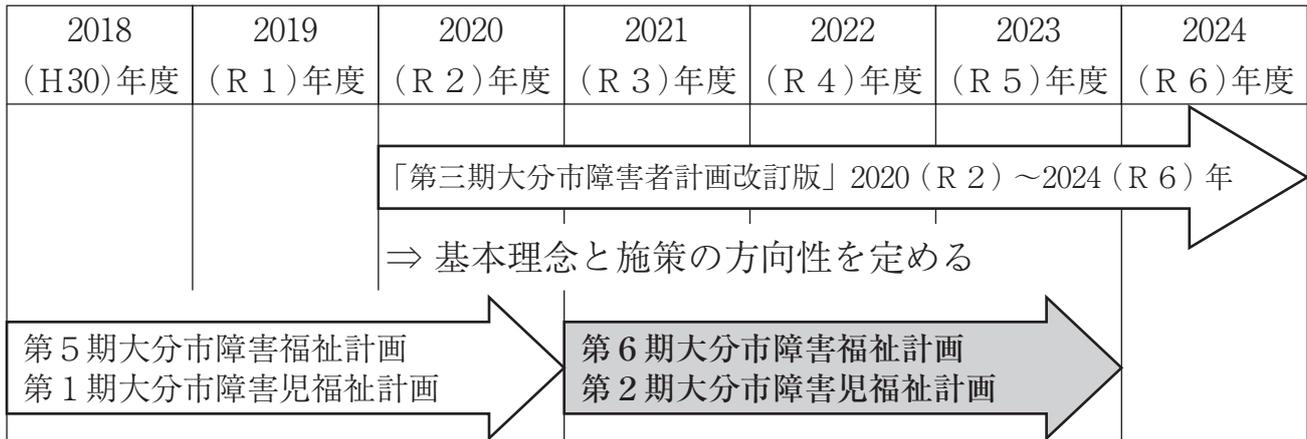
2 計画の基本理念

次に掲げる基本理念に配慮して障害者総合支援法や児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

3 計画の期間

この計画は、第5期大分市障害福祉計画・第1期大分市障害児福祉計画を検証しながら、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の数値目標や必要な量の見込み等を定めることとし、計画の期間は令和3年度から令和5年度までとします。

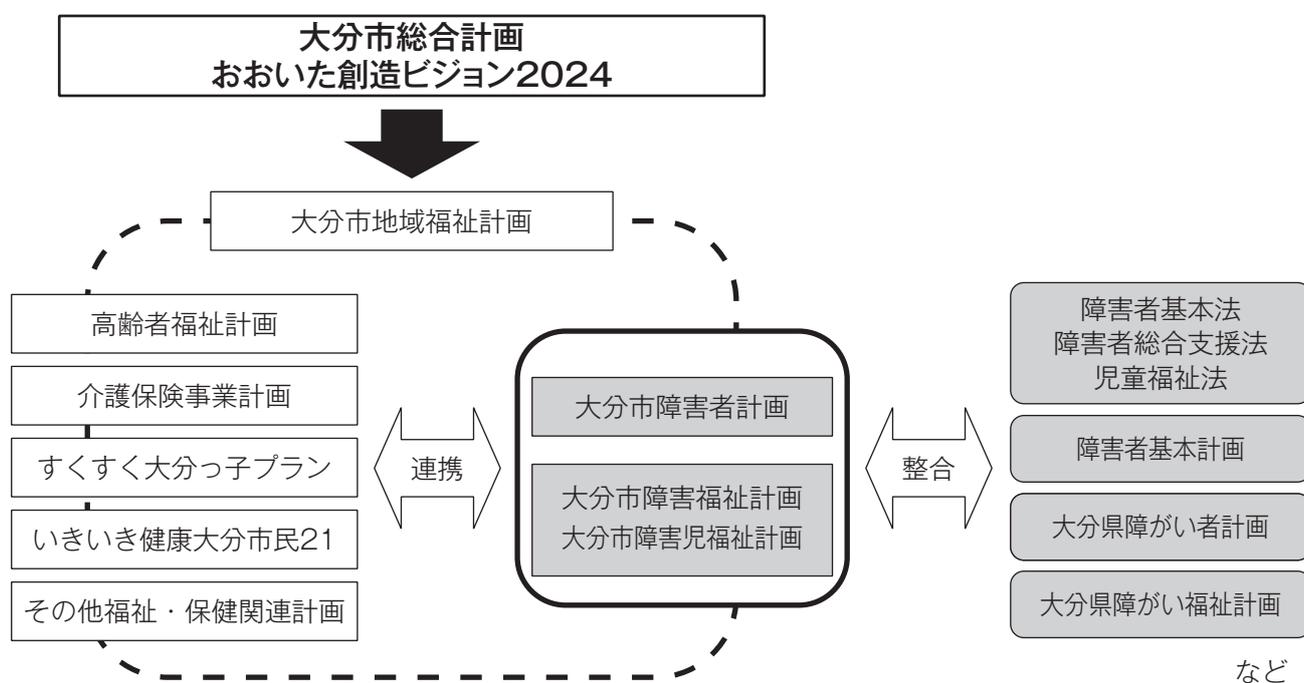


⇒ 数値目標と障害福祉サービス等の見込み量を定める

4 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保、及び児童福祉法第33条の20に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画である「第三期大分市障害者計画改訂版」の分野別計画となります。

また、大分市総合計画や大分市地域福祉計画、すくすく大分っ子プラン、大分市高齢者福祉計画等の関連計画との整合性を図りながら、策定するものとします。



5 計画の基本的な考え方

一 障害福祉サービス等の提供体制

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、次に掲げる事項に配慮して数値目標や必要な量の見込みを設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要とされる訪問系サービスの提供

市内のどこにおいても障がい者等のニーズに対応できるよう、訪問系サービスの充実や提供体制の確保を図ります。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの提供

障がい者等のニーズに対応できるよう、日中活動系サービスの充実や提供体制の確保を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、一般就労への移行を進めるとともに、就労定着支援事業による、その後の職場定着を図ります。

(4) グループホーム等の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実とともに、地域移行支援事業等の推進により、施設入所等から地域生活への移行を図ります。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを提供することや、「地域生活支援拠点」の機能充実に努め、障がい者等の地域における生活の維持及び継続を図ります。

(5) 相談支援の提供体制

利用者の状況や希望に応じた、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう、保健、医療、介護等の関係機関との調整を行うとともに、定期的な状況確認と必要に応じた見直しが行われる体制の確保を図ります。

また、地域生活へ移行するに当たって支援を要する障がい者等へ、施設や病院等と連携した支援を行うとともに、地域生活を継続していくために必要な支援が行われる体制の確保を図ります。

さらに、介護保険への移行や介護保険との併用について、ケアマネジャー等と連携し、サービスの調整が行われる体制の確保を図ります。

(6) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実

障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(7) 依存症対策の推進

地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を図ります。

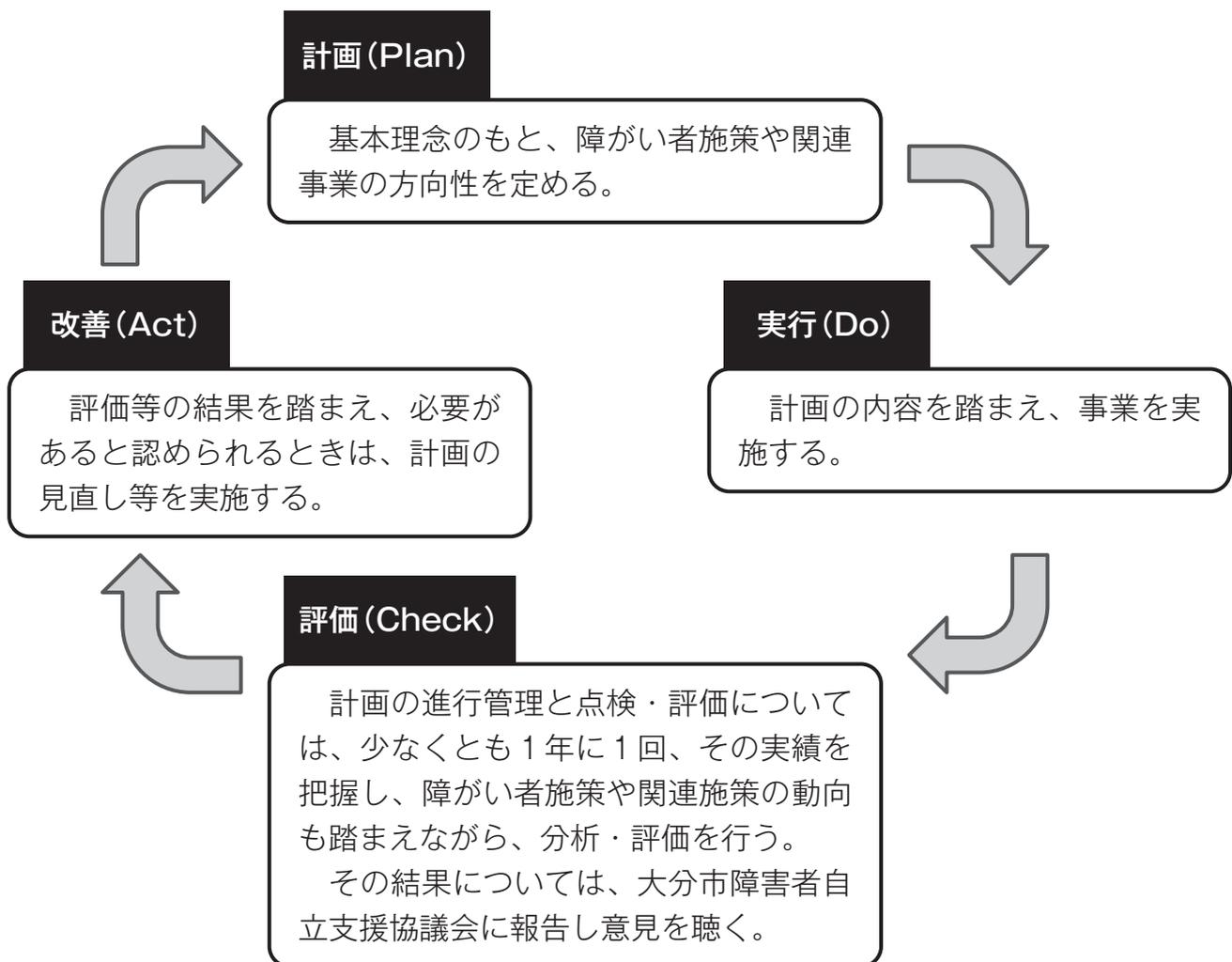
二 障がい児支援の提供体制

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、障がい児及びその家族に対して、障がいの疑いの段階から身近な場所でサービスを受けることができ、障がい児の健やかな育ちを支援するための体制の確保を図ります。

6 計画の進行管理

この計画の進行管理を行うためPDCAサイクルを実施し、基本指針に即して定めた数値目標等について、毎年その進捗状況の分析・評価を行って、その結果を大分市障害者自立支援協議会に報告し意見を聴くとともに、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

【障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



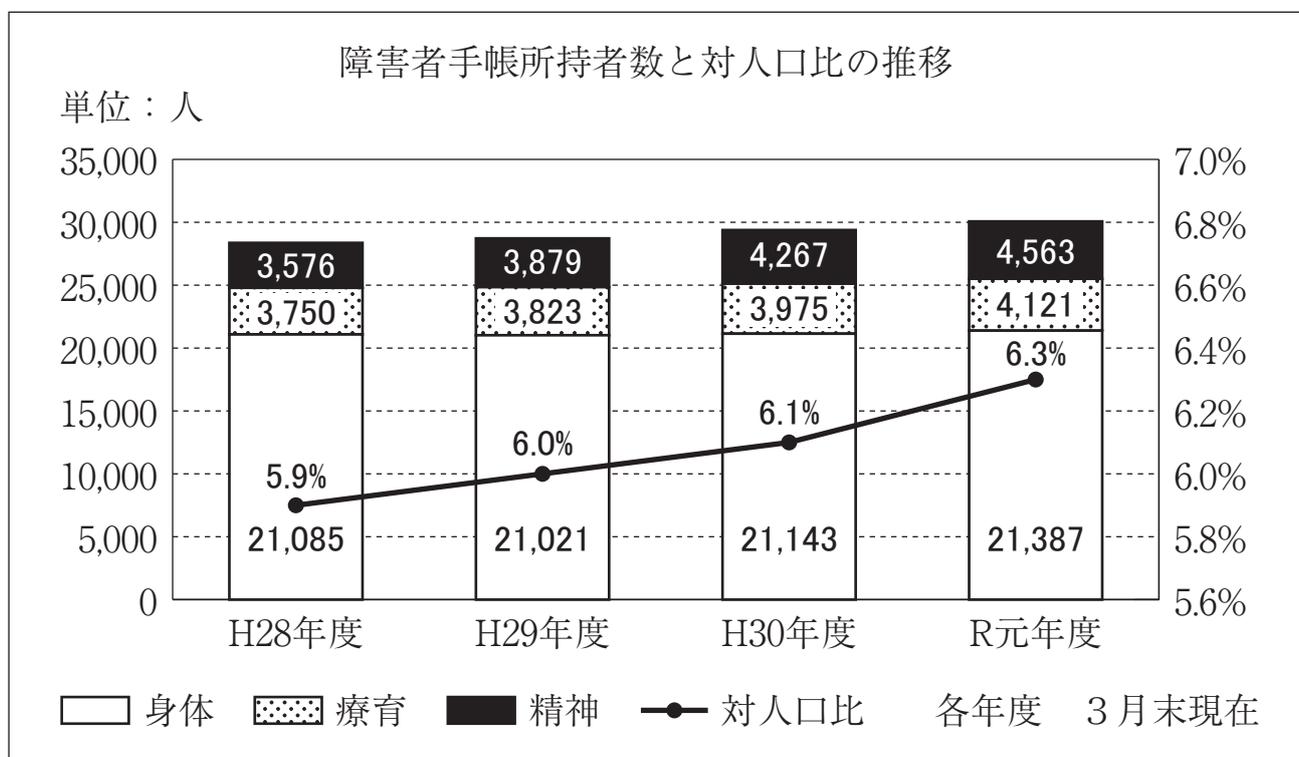
第2章 障がい者の状況

第2章 障がい者の状況

1 障害者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、令和元年度末で延べ30,071人となっており、平成28年度と比較すると1,660人（5.8%）増加しています。

また、人口に占める障害者手帳所持者の割合は、令和元年度末が6.3%（約16人に1人）が身体、知的または精神障がいの手帳を所持しているとなっており、平成28年度と比較すると0.4ポイント増加しています。



(単位：人)

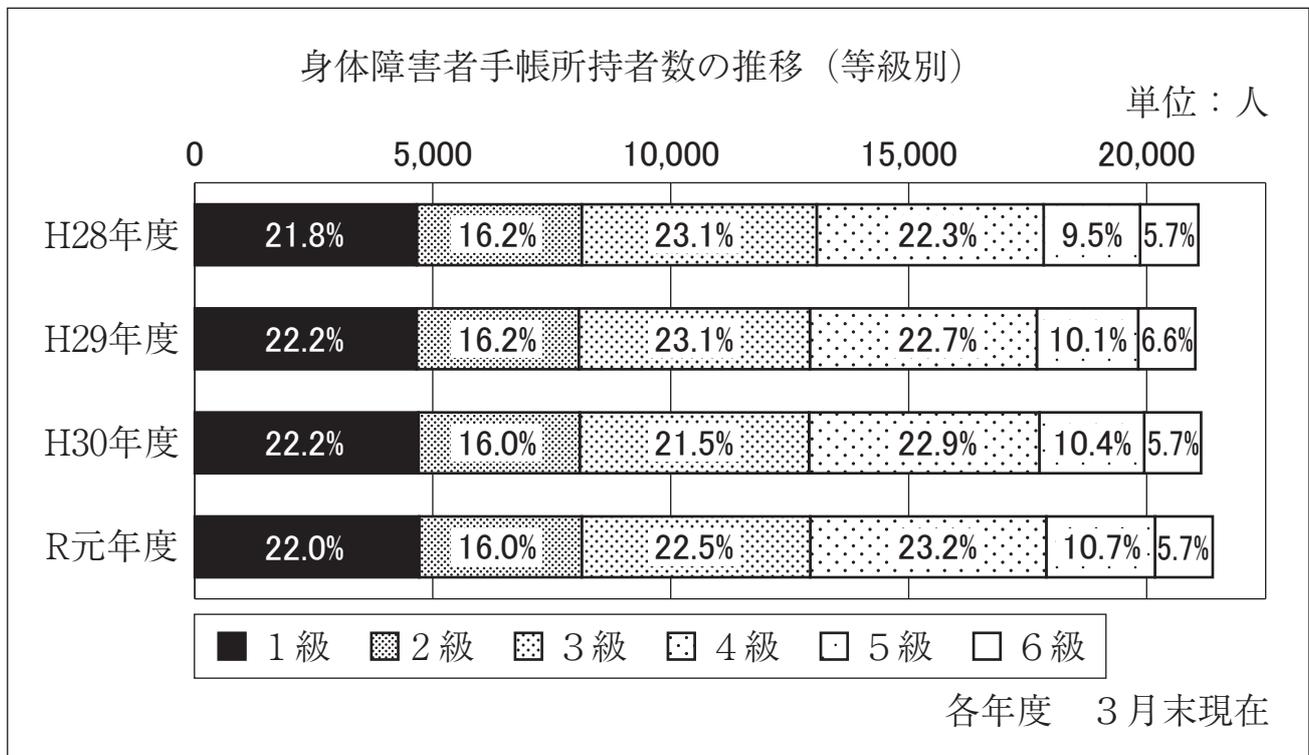
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
人口	478,241	478,491	478,222	477,858
障害者手帳所持者数	28,411	28,723	29,385	30,071
(内訳)				
身体障害者手帳	21,085	21,021	21,143	21,387
療育手帳	3,750	3,823	3,975	4,121
精神障害者保健福祉手帳	3,576	3,879	4,267	4,563

2 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末で21,387人となっており、平成28年度と比較すると302人（1.4%）増加していますが、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

等級別では1級・2級の重度障がい者は8,130人で全体の38.0%、また65歳以上が全体の74.4%を占めており、障がいの重度化、高齢化の傾向が顕著となっています。

障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く11,550人（54.0%）、次いで内部障がい者が6,552人（30.6%）で、あわせて8割を超えます。内部障がいでは特に心臓機能障がいの占める割合が高くなっています。



（単位：人）

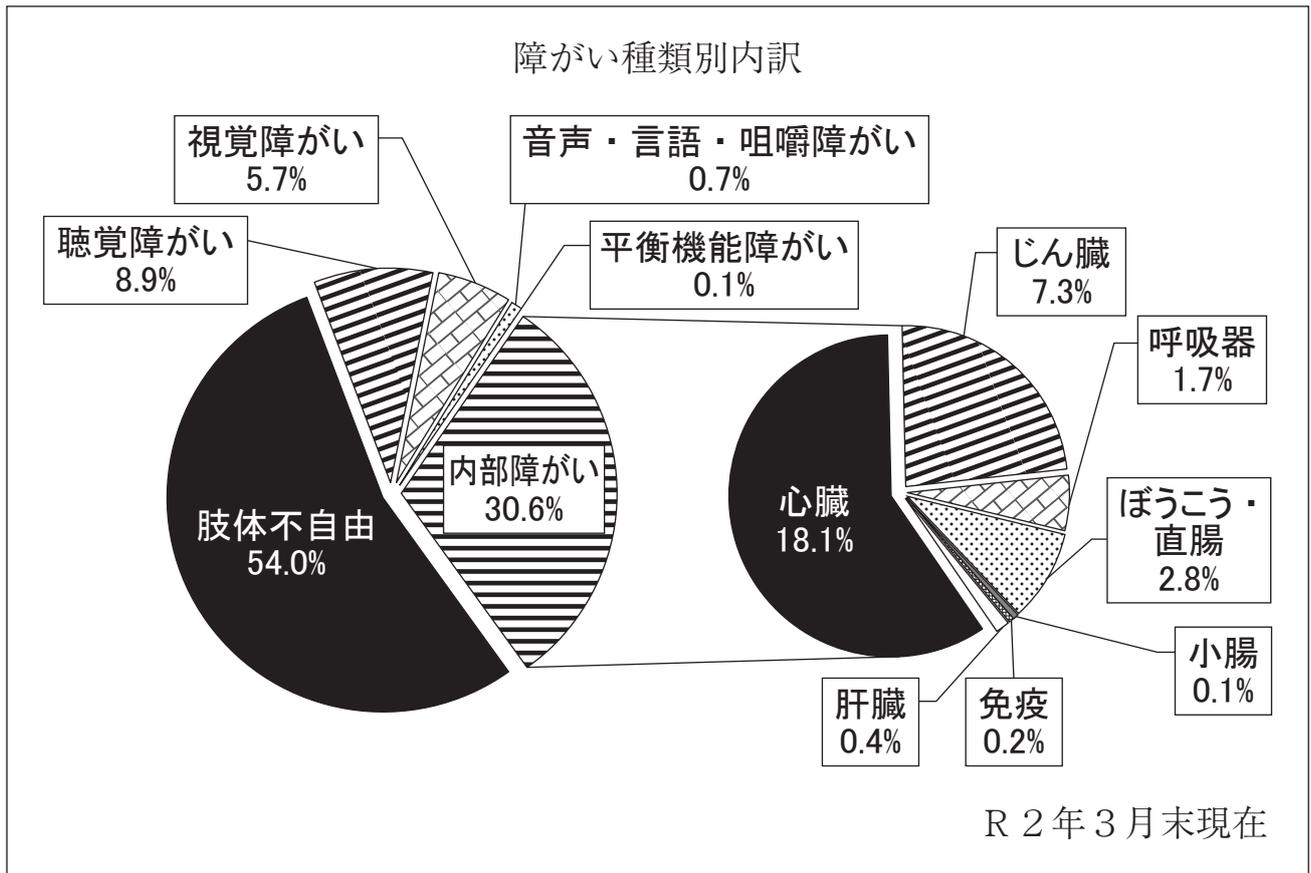
年度	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
H28年度		4,665	3,464	4,938	4,768	2,026	1,224	21,085
H29年度		4,661	3,406	4,857	4,768	2,129	1,200	21,021
H30年度		4,701	3,387	4,818	4,839	2,202	1,196	21,143
R元年度		4,714	3,416	4,802	4,959	2,283	1,213	21,387

等級別 年齢内訳

(単位：人)

年齢 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	全体比率
18歳未満	142	101	72	26	14	19	374	1.8%
18歳～64歳	1,341	935	992	949	612	269	5,098	23.8%
65歳以上	3,231	2,380	3,738	3,984	1,657	925	15,915	74.4%
計	4,714	3,416	4,802	4,959	2,283	1,213	21,387	100.0%

R 2年3月末現在



障がい種類別内訳

(単位：人)

肢体不自由	内部障がい	聴覚障がい	視覚障がい	音声・言語・咀嚼障がい	平衡機能障がい
11,550	6,552	1,909	1,211	154	11

内部障がい内訳

(単位：人)

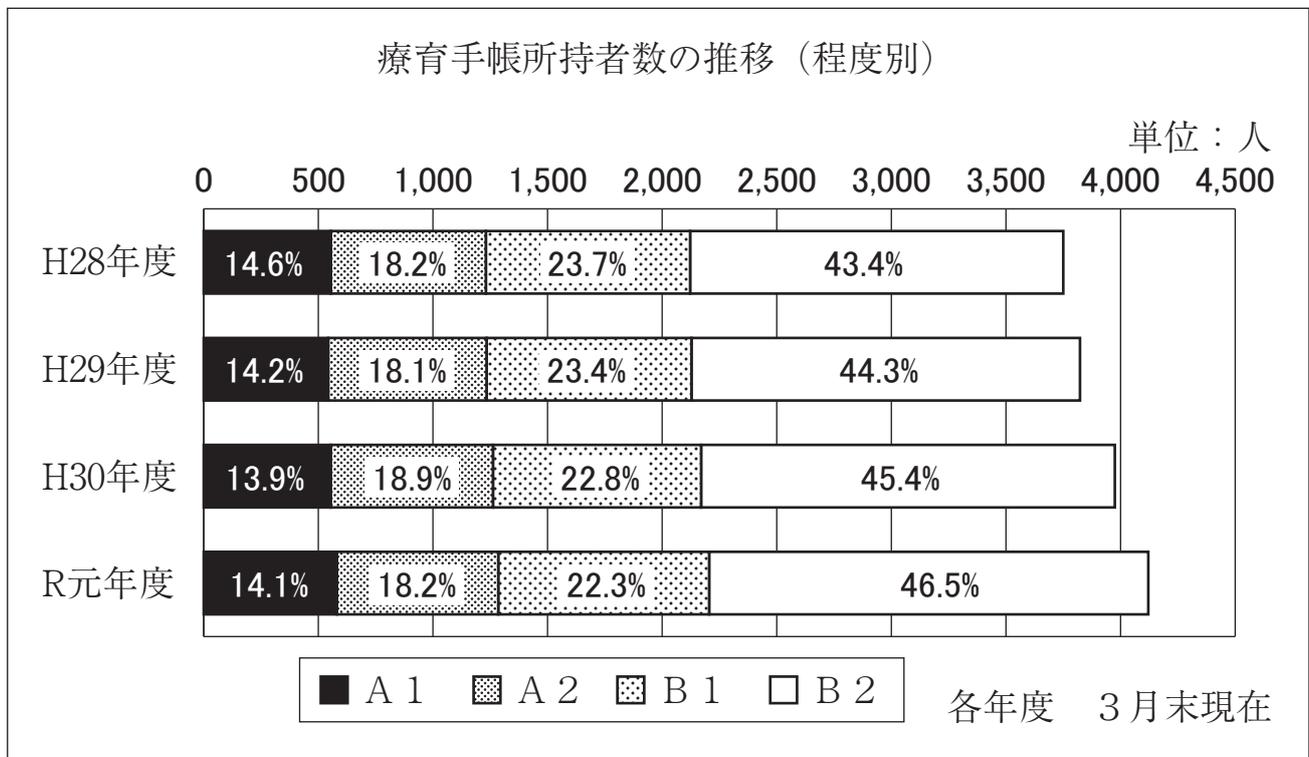
心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう・直腸	小腸	免疫	肝臓
3,875	1,568	373	599	16	42	79

3 知的障がい者

知的障がい者のうち、療育手帳を所持している人は、令和元年度末で4,121人となっており、平成28年度と比較すると371人（9.9%）増加しています。

また、重度障がい者（A 1・A 2）の人は合わせて1,285人（31.2%）、中・軽度障がい者（B 1・B 2）の人は合わせて2,836人（68.8%）であり、特にB 2の所持者数が多く、平成28年度と令和元年度を比較すると288人（20.3%）増加しています。

なお、年齢別では、18歳未満が1,181人（28.7%）、18歳以上が2,940人（71.3%）となっています。



（単位：人）

年度 \ 区分	A 1 （最重度）	A 2 （重度）	B 1 （中度）	B 2 （軽度）	総数
H28年度	555	676	891	1,628	3,750
H29年度	543	691	894	1,695	3,823
H30年度	554	708	908	1,805	3,975
R元年度	581	704	920	1,916	4,121

等級別 年齢内訳

(単位：人)

年齢 \ 区分	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	総数
18歳未満	129	203	253	596	1,181
18歳～64歳	410	419	526	1,200	2,555
65歳以上	42	82	141	120	385
合計	581	704	920	1,916	4,121

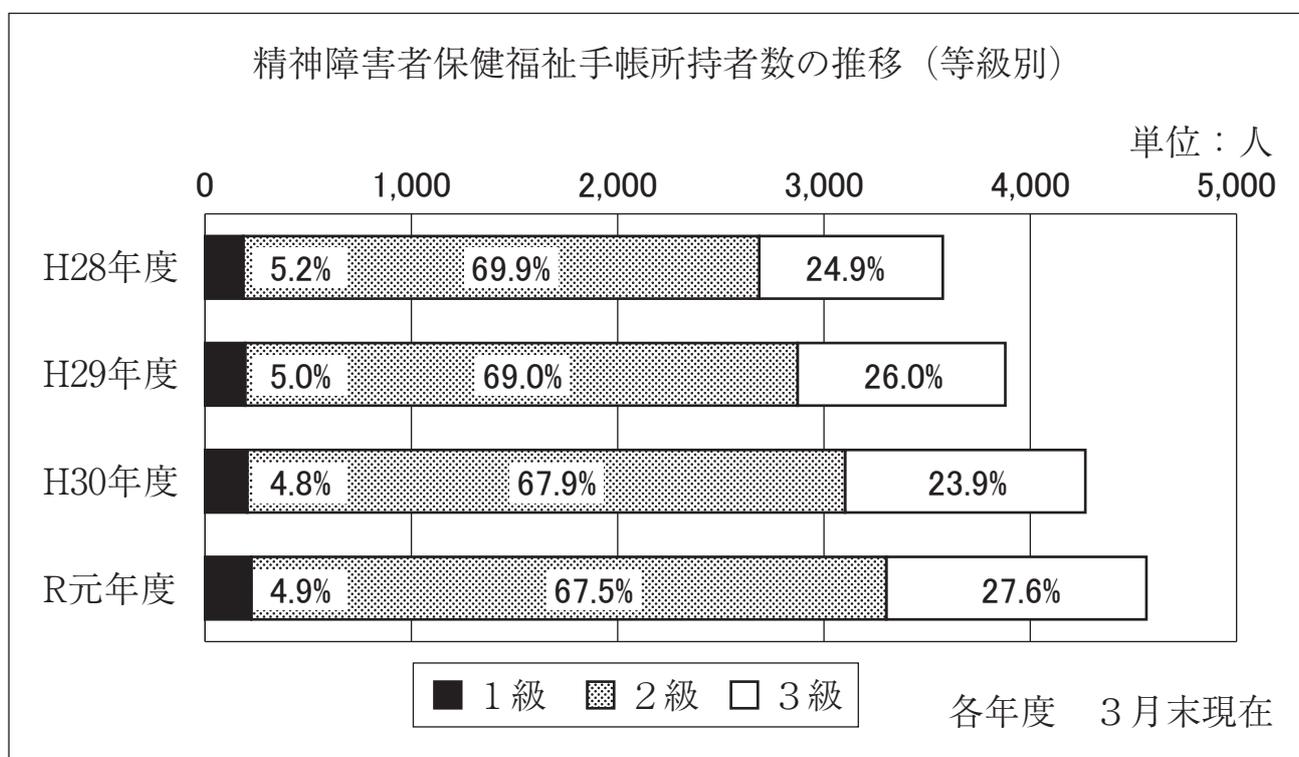
R 2年 3月末現在

4 精神障がい者

精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和元年度末では4,563人となっており、平成28年度と比較すると987人（21.6%）増加しています。

また、令和元年度の手帳所持者数を等級別に見ると、2級が最も多く全体の67.5%を占めています。

なお、年齢別では、18歳未満が329人（7.2%）、18歳以上が4,234人（92.8%）となっています。



(単位：人)

年度 \ 区分	1 級	2 級	3 級	総数
H28年度	185	2,501	890	3,576
H29年度	194	2,678	1,007	3,879
H30年度	204	2,898	1,165	4,267
R元年度	224	3,078	1,261	4,563

等級別 年齢内訳

(単位：人)

年齢 \ 区分	1 級	2 級	3 級	総数
18歳未満	2	292	35	329
18歳～64歳	115	2,325	1,105	3,545
65歳以上	107	461	121	689
合計	224	3,078	1,261	4,563

R 2 年 3 月末現在

※参考資料

自立支援医療（精神通院）支給申請状況

(単位：人)

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
7,052	7,645	8,006	9,026

各年度 3 月末現在

5 難病患者

難病について、特定疾患医療受給者数と特定医療費（指定難病）受給者数は、令和元年度末で4,354人となっており、法改正（※）に伴う経過措置が終了した平成29年度と比較すると395人（10.0%）増加となっています。

特定疾患医療・特定医療費（指定難病）受給者数 （単位：人）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
特定疾患医療受給者数 （特定疾患治療研究事業による）	11	12	11	11
特定医療費（指定難病）受給者数 （難病医療法による）	4,189	3,947	4,114	4,343
計	4,200	3,959	4,125	4,354

各年度 3月末現在

※ 難病の患者に対する医療費等に関する法律（難病医療法）に基づき新たな医療費助成制度が平成27年1月1日から施行され、医療費助成の対象が、特定疾患治療研究事業の対象疾病であった56疾病から110疾病に拡充された。その後、段階的に対象疾病が追加され、令和元年7月現在、333疾病に拡大している。難病医療法へ移行しなかった5疾病は、特定疾患治療研究事業による医療費助成の対象として継続している。

6 障がい児

令和2年度の特別支援学校及び特別支援学級の在校生数は、1,995人となっており、平成29年度（1,473人）と比較すると522人（35.4%）増加しています。

○特別支援学校及び特別支援学級在校生（R2年度）（単位：人）

		新生支援学校	附属特別支援学校	大分支援学校	小計	特別支援学級	合計
幼稚園		—	—	—	—	47	47
小学部	1年生	12	3	26	41	180	221
	2年生	17	3	20	40	182	222
	3年生	13	3	19	35	168	203
	4年生	20	3	16	39	197	236
	5年生	20	3	18	41	182	223
	6年生	13	3	17	33	153	186
	小計	95	18	116	229	1,062	1,291
中学部	1年生	31	6	24	61	112	173
	2年生	22	6	19	47	91	138
	3年生	22	6	18	46	106	152
	小計	75	18	61	154	309	463
高等部	1年生	30	8	25	63	—	63
	2年生	26	7	31	64	—	64
	3年生	35	4	28	67	—	67
	小計	91	19	84	194	—	194
合計(R2年度)		261	55	261	577	1,418	1,995
合計(H29年度)		242	54	228	524	949	1,473

○大分市認可保育所・認定こども園における障がい児受入状況（R2年度）

（単位：人）

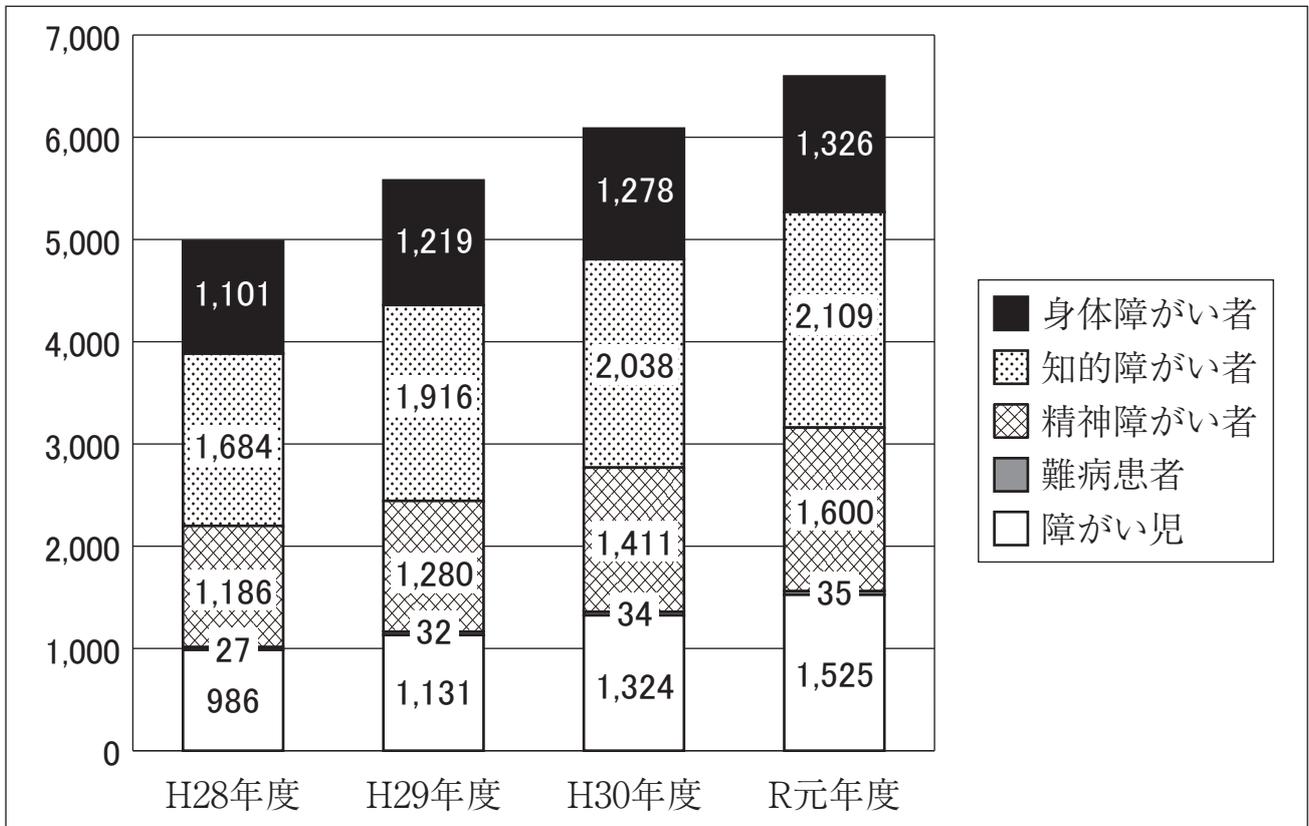
		H29年度			H30年度			R元年度			R2年度		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
保育所・こども園数		11	31	42	12	34	46	13	29	42	11	31	42
障がい児数		34	58	92	31	62	93	30	55	85	32	75	107
種別	知的障がい	11	10	21	6	11	17	7	15	22	7	13	20
	発達障がい	22	46	68	24	50	74	22	39	61	24	57	81
	身体障がい	1	2	3	1	1	2	1	1	2	1	5	6

7 障害福祉サービス等支給決定者数の推移

障害福祉サービス等の支給決定者数の推移を見ると、令和元年度末で6,595人となっており、平成28年度と比較すると1,611人（32.3%）増加しています。

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
身体障がい者	人数	1,101	1,219	1,278	1,326
	前年比	—	110.7%	104.8%	103.8%
知的障がい者	人数	1,684	1,916	2,038	2,109
	前年比	—	113.8%	106.4%	103.5%
精神障がい者	人数	1,186	1,280	1,411	1,600
	前年比	—	107.9%	110.2%	113.4%
難病患者	人数	27	32	34	35
	前年比	—	118.5%	106.3%	102.9%
障がい児	人数	986	1,131	1,324	1,525
	前年比	—	114.7%	117.1%	115.2%
合計	人数	4,984	5,578	6,085	6,595
	前年比	—	111.9%	109.1%	108.4%

各年度 3月末現在



第3章 令和5年度の数值目標

第3章 令和5年度の数値目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の数値目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

(1) 入所施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を推進するため、国の基本指針及びサービスの利用実態を参考に、令和5年度における数値目標を設定しました。

●国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ・施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

項目	人数	考え方
施設入所者数	466人	令和元年度末時点の入所者数
【目標】 令和5年度末までの地域生活への移行者数	28人	令和5年度末までに入所施設からグループホーム等へ移行する人数の見込み
【目標】 令和5年度末までの施設入所者の削減人数	8人	令和5年度末までの削減見込み人数
令和5年度末の施設入所者数	458人	令和5年度末の入所者数の見込み

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の地域生活に対する安心感を担保するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点の機能をさらに強化するため、国の基本指針を参考に目標を設定しました。

●国の基本指針

- ・地域生活支援拠点等の運用状況を年1回以上検証及び検討する。

目 標

大分市障害者自立支援協議会において、「大分市障がい者相談支援センター」の運用状況について、年に1回検証及び検討を行う。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行及びその定着を推進するため、国の基本指針及びサービスの利用実態を参考に、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労する人の増加や就労定着支援事業を通じて、職場定着率の向上を目指すため数値目標を設定しました。

●国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
 - ・就労移行支援事業は令和元年度実績の1.30倍以上
 - ・就労継続支援A型事業は令和元年度実績の1.26倍以上
 - ・就労継続支援B型事業は令和元年度実績の1.23倍以上
- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

① 一般就労移行者数

項目	人数	考え方
一般就労への移行者数	81人	令和元年度の実績
就労移行支援事業利用者数（一般就労前の所属）	21人	令和元年度の実績
就労継続支援A型事業利用者数（一般就労前の所属）	19人	令和元年度の実績
就労継続支援B型事業利用者数（一般就労前の所属）	33人	令和元年度の実績
【目標】 一般就労への移行者数	103人	令和元年度の1.27倍
【目標】 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	28人	令和元年度の1.30倍
【目標】 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	24人	令和元年度の1.26倍
【目標】 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	41人	令和元年度の1.23倍

② 就労定着支援事業の利用率

項目	目標	考え方
一般就労へ移行する者が就労定着支援事業を利用する割合	70%	令和5年度の就労定着支援事業を利用する人数の見込み

③ 就労定着率が8割以上の事業所の率

項目	目標	考え方
就労定着支援事業所の割合	70%	令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所の割合

(4) 障がい児支援の提供体制の整備

重層的な障害児通所支援及び専門的機能強化を推進するため、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

●国の基本指針

- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	目標	考え方
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	15人	各年3人配置 (令和2年度末6名配置予定)

(5) 相談支援体制の充実・強化

障がいの種別に応じたニーズに対応できるよう、国の基本指針に基づき、目標を設定しました。

●国の基本指針

- ・相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
- ・相談支援事業者に対する人材育成の支援件数の見込みを設定する。
- ・相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みを設定する。

項目	目標
相談支援事業者に対する指導・助言件数の見込み	年3回
人材育成のための支援件数の見込み	年1回
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込み	年3回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

障害福祉サービス等の質を向上させるため、国の基本指針に基づき、目標を設定します。

●国の基本指針

- ・県が実施する研修会への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- ・支払いシステムによる審査結果を分析し、事業所と共有する体制の有無と実施回数の見込みを設定する。
- ・指導監査の適正な実施とその結果の共有の有無と実施回数を見込みを設定する。

項目	目標
県が実施する研修会への市町村職員の参加人数の見込み	9人
支払いシステムによる審査結果を分析し、事業所と共有する体制の有無と実施回数を見込み	1回／3年
指導監査の適正な実施とその結果の共有の有無と実施回数を見込み	1回／年

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等と児童福祉法に基づく障害児通所支援等は、都道府県等から指定を受けた事業者が、障がい者等の障がいの種別や程度及び家族の状況など勘案すべき事項を踏まえて、個別のニーズに沿ったサービスの提供を行っています。

本計画における見込み量は、第5期大分市障害福祉計画・第1期大分市障害児福祉計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに見込みました。

1 訪問系サービス

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後にサービスの利用が見込まれる人数や平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及びサービス量を見込みました。

(1) 居宅介護

自宅で、家事や身体の介護など日常生活の支援を行います。

平成30年度以降、利用者は増加傾向で推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	時間	13,865	13,886	13,906	13,429	13,579	13,730
	人	678	679	680	715	723	731
実績	時間	12,802	13,185	13,316			
	人	690	702	709			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援等を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを下回っているものの増加傾向で推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	時間	12,047	14,055	16,062	15,141	16,430	17,719
	人	42	49	56	47	51	55
実績	時間	10,021	12,242	13,853			
	人	32	38	43			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行います。

平成30年度以降、利用者はほぼ横ばいで推移しており、令和3年度以降は微増傾向で見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	時間	1,780	1,797	1,830	1,712	1,743	1,773
	人	107	108	110	113	115	117
実績	時間	1,834	1,667	1,697			
	人	108	110	112			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを下回って推移していますが、令和3年度以降は増加していくものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	時間	1,943	2,099	2,256	1,696	1,762	1,829
	人	87	94	101	102	106	110
実績	時間	1,380	1,413	1,447			
	人	83	71	87			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護の必要性が高いと認められた人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

現在まで利用実績はありません。令和3年度に事業所が新設される予定のため、6名の利用を見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	時間	0	0	0	828	828	828
	人	0	0	0	6	6	6
実績	時間	0	0	0			
	人	0	0	0			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

2 日中活動系サービス

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、特別支援学校卒業後に利用が見込まれる人数や平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及びサービス量を見込みました。

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、主として昼間における入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

平成30年度以降、利用者は増加傾向で推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	19,314	19,429	19,543	19,209	19,666	20,123
	人	845	850	855	967	990	1,013
実績	人日	18,209	18,355	18,792			
	人	918	924	946			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

平成29年度に事業所が新設されてから、市内の事業所数に増減がないため、令和3年度以降は横ばいで見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	678	678	678	401	401	401
	人	30	30	30	30	30	30
実績	人日	310	388	401			
	人	18	29	30			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを大きく下回っていますが、令和3年度以降は微増傾向で見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	780	810	825	617	668	719
	人	52	54	55	36	39	42
実績	人日	466	531	582			
	人	33	31	34			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

令和2年度までは、国の基本指針に基づく見込みを設定していましたが、令和3年度以降は、利用実績をふまえると増加していくものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	2,805	2,924	3,060	1,494	1,587	1,680
	人	165	172	180	96	102	108
実績	人日	1,397	1,307	1,400			
	人	79	84	90			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを下回って推移していますが、令和3年度以降は増加していくものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	10,545	11,579	12,406	9,767	10,256	10,744
	人	510	560	600	480	504	528
実績	人日	8,853	8,811	9,299			
	人	446	433	457			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成30年度以降、利用者は増加傾向で推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	24,660	26,460	28,260	29,922	32,079	34,236
	人	1,370	1,470	1,570	1,845	1,978	2,111
実績	人日	22,365	25,608	27,765			
	人	1,412	1,579	1,712			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(7) 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者等の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

平成30年度以降、実績が見込みをやや下回って推移していますが、国の基本指針に基づいて定めた福祉施設から一般就労への移行者の利用を見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	19	21	23	24	27	30
実績	人	15	18	23			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(8) 療養介護

医療と介護を常時必要とする障がい者等に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、及び日常生活の援助を行います。

平成30年度以降、利用者は横ばいで推移しており、令和3年度以降も同様に見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	83	83	83	83	83	83
実績	人	82	81	83			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(9) 短期入所

介護者が病気等の場合に、障がい者等に短期の施設入所による介護サービスを提供します。

福祉型は、平成30年度以降実績が見込みを下回っています。また、医療型は、平成30年度以降増加傾向で推移しています。令和3年度以降は、福祉型・医療型ともに増加していくものと見込んでいます。

福祉型

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	1,245	1,358	1,471	1,072	1,176	1,279
	人	220	240	260	239	262	285
実績	人日	857	646	920			
	人	191	170	205			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

医療型

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	80	80	80	106	114	123
	人	20	20	20	25	27	29
実績	人日	30	93	101			
	人	9	22	24			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

3 居住系サービス

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数を見込みました。

(1) 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から、一人暮らしを始めた人等の自宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を、一定の期間にわたり行います。

平成30年度以降、利用者は横ばいで推移していますが、令和3年度以降は、国の基本指針に基づき入所施設から地域生活への移行や、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行を推進することに伴い、利用者が増加するものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	3	4	5	7	8	9
実績	人	6	6	6			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(2) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ、又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを大きく上回って推移しています。令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	481	501	521	727	758	791
実績	人	536	605	666			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において入浴、排せつ、食事の介護などを支援します。

平成30年度以降、ほぼ見込みどおりに推移しています。国の基本指針に基づき、令和5年度末の利用者は令和元年度末から8人減少すると見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	469	467	464	462	460	458
実績	人	463	466	464			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

4 相談支援

現にサービスを利用している人数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みました。

(1) 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを大きく上回って推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	675	710	745	1,122	1,187	1,252
実績	人	717	993	1,057			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(2) 地域移行支援

入所施設や精神科病院等から地域生活へ移行するにあたって支援を要する障がい者等に対して、関係機関等と連携しつつ、地域での生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。

平成30年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年度以降は微増傾向で見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	5	5	5	6	7	8
実績	人	3	2	5			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(3) 地域定着支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対して、地域生活を継続していくための支援を行います。

平成30年度以降、おおむね見込みどおりに推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	5	5	5	5	5	5
実績	人	4	0	5			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

5 障害児通所支援、障害児相談支援

現に利用している障がい児の人数、障がい児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及びサービス量を見込みました。

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

平成30年度以降、利用児童は増加しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第1期大分市障害児福祉計画			第2期大分市障害児福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	4,262	4,638	5,014	4,593	4,876	5,159
	人	340	370	400	390	414	438
実績	人日	3,757	4,411	4,523			
	人	319	378	384			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、指定された医療機関において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

現在まで利用実績はありません。県内には中津市に1事業所しかないため、令和3年度以降も利用はないと思われます。

		第1期大分市障害児福祉計画			第2期大分市障害児福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
実績	人日	0	0	0			
	人	0	0	0			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(3) 放課後等デイサービス

在学中の児童に対して、放課後又は学校休業日に、施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の提供を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを上回って推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第1期大分市障害児福祉計画			第2期大分市障害児福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	12,417	14,078	15,739	18,378	20,200	22,022
	人	785	890	995	1,140	1,253	1,366
実績	人日	13,203	14,735	16,557			
	人	862	914	1,027			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを上回って推移しており、令和3年度以降は微増傾向で見込んでいます。

		第1期大分市障害児福祉計画			第2期大分市障害児福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	4	5	5	14	17	20
	人	4	5	5	14	17	20
実績	人日	11	6	10			
	人	11	5	10			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

現在まで利用実績はありません。令和3年度以降は、国の基本指針に基づき重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の整備に伴い、増加するものと見込んでいます。

		第1期大分市障害児福祉計画			第2期大分市障害児福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人日	700	800	900	70	70	70
	人	70	80	90	7	7	7
実績	人日	0	0	40			
	人	0	0	4			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

(6) 障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児等の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

平成30年度以降、実績が見込みを下回っているものの増加傾向で推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第1期大分市障害児福祉計画			第2期大分市障害児福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	480	585	690	625	702	779
実績	人	361	472	549			

(各年度3月分のサービス量 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

6 発達障がい者等に対する支援

現状のピアサポートの活動状況及び発達障がい者等の数を勘案し、参加人数を見込みました。

(1) ピアサポートの活動への参加人数

障がい者が、ピア（当事者）同士の交流をメインに、それぞれの仕事や生活における体験談等を語り合う「就労ピアサポートサロンおおいた」を開催します。

平成30年度以降、参加人数はおおむね増加傾向で推移しており、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと見込んでいます。

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	人	—	—	—	93	94	95
実績	人	55	82	71			

(年間参加人数 ※R2年度実績欄は見込み値を掲載)

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

現にサービスを利用している精神障がい者の人数や保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催実績等を勘案して、見込みを設定しました。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

中部圏域の精神医療と地域との連携の推進のため、県が開催する「中部圏域医療・地域の連携推進連絡会」に参加します。

現状では、県が開催する協議の場に参加しているため、県の見込みに準じて見込みを設定しています。

			第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	見込み	回/年	-	-	-	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			
関係者ごとの参加人数	見込み	人/年	-	-	-	2	2	2
	実績	人/年	2	2	2			
目標設定及び評価の実施回数	見込み	回/年	-	-	-	1	1	1
	実績	回/年	1	1	1			

※ R2年度実績欄は見込み値を掲載

(2) 精神障がい者の障害福祉サービス利用

			第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	見込み	人	-	-	-	6	7	8
	実績	人	5	3	5			
地域定着支援	見込み	人	-	-	-	5	5	5
	実績	人	1	0	5			
共同生活援助	見込み	人	-	-	-	293	305	319
	実績	人	192	244	268			
自立生活援助	見込み	人	-	-	-	5	5	5
	実績	人	1	1	5			

(各年度3月分のサービス量 ※ R2年度実績欄は見込み値を掲載)

8 社会福祉施設等施設整備

国の基本指針に基づき入所施設から地域生活への移行や、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行を推進することに伴い、共同生活援助事業所及び日中活動系サービス事業所の創設や老朽化等に伴う改築等の整備事業を、国の助成制度を活用して行います。

共同生活援助事業所及び日中活動系サービス事業所の施設整備については、国の助成制度を活用しながら、毎年2箇所程度行っており、今後も地域生活への移行を推進するため、同様の整備を見込んでいます。

(1) 共同生活援助事業所

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	箇所	1	1	1	2	1	1
実績	箇所	1	1	1			

※R2年度実績欄は見込み値を掲載

(2) 日中活動系サービス事業所（生活介護、就労継続支援等）

		第5期大分市障害福祉計画			第6期大分市障害福祉計画		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見込み	箇所	1	1	1	0	1	1
実績	箇所	1	0	1			

※R2年度実績欄は見込み値を掲載

第5章 地域生活支援事業

第5章 地域生活支援事業

1 事業内容

障害者総合支援法第77条の規定に基づく市町村地域生活支援事業として、以下の必須事業及び任意事業を実施します。

必須事業では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等の10事業が定められています。

(1) 必須事業

事業名		事業内容
1	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための啓発等を行う。
2	自発的活動支援事業	障がい者等やその家族と地域住民等が行う自発的な交流活動等の支援を行う。
3	相談支援事業	在宅の障がい児（者）とその家族の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行う。
4	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者等に対し、制度利用のための支援を行う。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行える法人を育成、確保するため、研修等を実施する。
6	意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	意思疎通に支障がある障がい者等について、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、入院時コミュニケーション事業等を実施し、意思疎通の円滑化を図る。
7	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台等の用具を支給する。

事業名		事業内容
8	手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援事業の担い手となる手話奉仕員を養成する。
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。
10	地域活動支援センター事業	障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。

(2) 任意事業

事業名		事業内容
【日常生活支援】		
1	福祉ホーム運営事業	日常生活に適した居室その他の設備を低額な料金で提供する。
2	訪問等入浴サービス事業	身体障がい者の居宅を訪問し、入浴のサービスを行う。
3	知的障がい者自立生活促進事業	在宅の知的障がい者に対し、宿泊による生活訓練の実施とともに保護者の負担を軽減する。
4	中途失明者社会生活適応訓練事業	中途失明者及び視覚を失う恐れのある人に対し、点字・パソコン講習、歩行訓練、福祉用具の使用法、日常生活動作訓練等を行う。
5	日中一時支援事業	介護者が疾病等により家庭における介護が一時的に困難になった場合などに、日中の受入の場を確保する。

事業名		事業内容
6	放課後児童支援コーディネーター事業	専門性を有する職員が、発達障がい等により配慮を要する児童の在籍する放課後児童クラブを巡回相談し、指導員に対する指導や助言を行うほか、学校や保護者等との連携を図る。
7	発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がいに関して正しい知識を有する者を、保育所や幼稚園等の施設に派遣し、施設スタッフや保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言を行う。
8	知的障がい者通勤ホーム事業	就労している知的障がい者に対し、居住の場を提供し、独立自活に必要な指導を行う。
9	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人に日常生活における必要な支援を行う。
10	障がい児（者）地域療育等支援事業	
	ア 在宅支援訪問療育等支援事業	巡回、家庭訪問により療育に関する相談・指導・助言を行う。
	イ 在宅支援外来療育等支援事業	外来による相談・指導・助言を行う。
	ウ 施設支援一般指導事業	障がい児（者）の通う学校や施設の職員に療育に関する技術の指導を行う。
11	高齢重度聴覚障がい者生活支援・訪問事業	60歳以上の単身の聴覚障がい者又は聴覚障がい者のみの世帯を訪問し、支援する。
12	食の自立支援事業	65歳未満の一人暮らしの障がい者で調理をすることが困難な者に対し、食事を提供する。
13	重度身体障がい者緊急通報システム事業	重度身体障がい者で一人暮らし等の世帯に緊急通報装置を設置し、緊急事態に備える。

事業名		事業内容
14	盲導犬との共同訓練費補助金	盲導犬との訓練に係る費用の一部を補助する。
15	在宅心身障がい者住宅設備改造費補助金	在宅の心身障がい児（者）のために住宅設備を改造する場合、費用の一部を補助する。
【社会参加支援】		
16	点字・声の市報発行事業	視覚障がい者のために、点訳、音訳等の方法で情報を提供する。
17	ア 手話通訳者養成研修事業	手話通訳の役割や責務を理解し、必要な手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する。
	イ 盲ろう通訳介助員養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう通訳介助員を養成する。
	ウ 点訳奉仕員養成事業	点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員を養成する。
	エ 朗読奉仕員養成事業	朗読に必要な技術等を習得した朗読奉仕員を養成する。
	オ 要約筆記奉仕員等養成事業	要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成する。
18	ア 自動車運転免許取得・改造補助事業	身体障がい者が運転免許を取得する時、または車を改造する時に費用の一部を補助する。
	イ 運転免許取得補講料補助事業	運転免許取得に要した費用のうち、補講料の一部を補助する。
19	手話通訳者設置事業	聴覚障がい者で手話通訳を必要とする人に対し、意思疎通を図るため対応する。
20	福祉タクシー利用券交付事業	重度障がい児（者）がタクシーを利用する場合、料金を補助し、社会参加の促進を図る。

2 実績及び見込

- 「1 理解促進研修・啓発事業」は、障がい者と市民の交流を図る「輪い笑いフェスタ！大分市福祉のつどい」を実施。
- 「2 自発的活動支援事業」の主な内容は、障がい者等の災害時要配慮者も対象とした地域防災訓練等を実施。
- 「3 イ 基幹相談支援センター等機能強化事業」の主な内容は、「大分市障がい者相談支援センター」が、相談支援事業者に対し事例検討会を実施。
- 「5 成年後見制度法人後見支援事業」の主な内容は、「大分市成年後見センター」の運営の、人材の育成・確保のための研修等を実施。
- その他の事業については、これまでの実績等に基づき実施や量を見込んでいます。

(1) 必須事業

事業名		年度 単位	第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
			実績	実績	見込	見込	見込	見込
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	中止	実施	実施	実施
2	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事業名		第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画			
		年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
相談支援事業								
3	ア 障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	
	イ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	
4	成年後見制度利用支援事業	利用者数	166	364	250	350	400	450
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業								
6	ア 手話通訳者派遣事業	派遣回数	1,129	1,488	1,200	1,500	1,600	1,700
	イ 要約筆記者派遣事業	派遣回数	19	28	40	50	60	70
	ウ 手話通訳者設置事業	実施箇所数	4	4	4	4	5	6
	エ 盲ろう者通訳介助員派遣事業	派遣回数	179	239	150	250	260	270

事業名		第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画			
		年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
7	日常生活用具給付等事業							
	ア 介護・訓練支援 用具	給付件数	54	33	40	40	40	40
	イ 自立生活支援用具	給付件数	115	90	100	100	100	100
	ウ 在宅療養等支援 用具	給付件数	150	154	155	155	155	155
	エ 情報・意思疎通 支援用具	給付件数	125	124	130	130	130	130
	オ 排泄管理支援用具	給付件数	10,103	9,900	11,880	13,000	13,000	13,000
	カ 住宅改修費	給付件数	15	16	15	15	15	15
8	手話奉仕員養成研修 事業	養成課程 修了者	50	37	53	60	65	70
9	移動支援事業	実利用者数	648	671	610	730	760	790
		延べ時間数	59,826	59,675	57,340	68,620	71,440	74,260

事業名		第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画		
		年度	H30	R元	R2	R3	R4
		単位	実績	実績	見込	見込	見込
地域活動支援センター機能強化事業							
10	ア 地域活動支援センターⅠ型	該当無し	—	—	—	—	—
	イ 地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	4	3	3	3	3
		実利用者数	84	41	40	40	40
	ウ 地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1	1	1
		実利用者数	7	6	6	6	6

(2) 任意事業

事業名		年度	第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
		単位	実績	実績	見込	見込	見込	見込
【日常生活支援】								
1	福祉ホーム運営事業	実利用者数	5	5	5	5	5	5
2	訪問等入浴サービス事業	実利用者数	28	30	30	30	30	30
3	知的障がい者自立生活促進事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
		延べ件数	159	106	60	110	115	120
4	中途失明者社会生活適応訓練事業	実施箇所数	1	1	0	1	1	1
		延べ件数	18	17	0	15	15	15
5	日中一時支援事業	実利用者数	149	188	160	200	220	240
6	放課後児童支援コーデイネーター事業	相談実績	520	895	550	570	590	610
7	発達障がい児巡回専門員派遣事業	実施回数	58	76	84	90	92	94

事業名		年度	第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画		
			H30	R元	R2	R3	R4	R5
			実績	実績	見込	見込	見込	見込
8	知的障がい者通勤 ホーム事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		実利用者数	3	3	3	3	3	3
9	生活サポート事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
障がい児（者）地域療育等支援事業								
10	ア 在宅支援訪問療 育等支援事業	実施箇所数	6	6	4	4	5	5
		延べ件数	1,108	1,188	1,200	1,250	1,300	1,350
	イ 在宅支援外来療 育等支援事業	実施箇所数	3	4	4	5	5	5
		延べ件数	1,130	1,783	1,850	2,000	2,000	2,000
	ウ 施設支援一般指 導事業	実施箇所数	6	7	6	7	7	7
		延べ件数	67	87	100	120	120	120

事業名		年度	第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画			
			H30	R元	R2	R3	R4	R5	
			実績	実績	見込	見込	見込	見込	
11	高齢重度聴覚障がい者生活支援・訪問事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	
		延べ訪問件数	285	225	200	210	220	230	
12	食の自立支援事業	実利用者数	179	193	201	209	217	225	
13	重度身体障がい者緊急通報システム事業	登録者数	14	13	13	13	13	13	
14	盲導犬との共同訓練費補助金	利用者数	0	0	1	1	1	1	
15	在宅心身障がい者住宅設備改造費補助金	利用者数	41	30	30	45	45	45	
16	点字・声の市報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
17	奉仕員養成研修								
	ア	手話通訳者養成研修事業	養成課程修了者	17	10	9	16	18	20
	イ	盲ろう通訳介助員養成研修事業	養成課程修了者	3	4	0	5	6	7

事業名		年度 単位	第5期大分市 障害福祉計画			第6期大分市 障害福祉計画			
			H30	R元	R2	R3	R4	R5	
			実績	実績	見込	見込	見込	見込	
ウ	点訳奉仕員養成事業	養成課程 修了者	6	8	4	15	15	15	
	エ	朗読奉仕員養成事業	養成課程 修了者	24	18	15	20	25	30
	オ	要約筆記奉仕員養成事業	養成課程 修了者	2	8	7	10	12	14
18	ア	自動車運転免許取得・改造補助事業	利用者数	34	14	24	26	28	30
	イ	運転免許取得補助講料補助事業	利用者数	8	2	4	4	4	4
19		手話通訳者設置事業	配置箇所数	4	4	4	4	5	6
20		福祉タクシー利用券交付事業	発行人数	3,431	3,449	3,450	3,450	3,450	3,450

資 料

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	氏名	職名
会長	右田 芳明	社会福祉法人大分市社会福祉協議会会長
副会長	中山 慎吾	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 教授
委員	釘宮 誠司	一般社団法人大分市連合医師会会長
委員	衛藤 良憲	大分市身体障害者福祉協議会連合会会長
委員	堤田 久貴	大分公共職業安定所統括職業指導官
委員	都築 克宜	大分県中小企業家同友会大分支部障がい者問題委員長
委員	甲斐 和則	大分市民生委員・児童委員協議会 障がい者福祉部会部会長
委員	幸 紀人	大分市ボランティア連絡協議会会長
委員	足立 貴昭	大分市社会福祉協議会 あんしんサポートセンター大分所長
委員	山下 順子	大分市自治委員連絡協議会大津町二丁目自治委員
委員	高山智恵子	大分市地域包括協議会 植田東地域包括支援センター管理者
委員	齊藤 國芳	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会理事長
委員	川口 二美	大分県精神保健福祉会大分すみれ会会長
委員	早咲 友範	大分市肢体不自由児者父母の会会長
委員	田原 貴臣	大分県精神保健福祉士協会
委員	加藤 順子	大分市聴力障害者福祉会常任理事
委員	酒井 弘元	大分市知的障害者施設協議会副会長

	氏 名	職 名
委員	早野 眞弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事
委員	後藤 秀信	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」 利用者（当事者）
委員	豊田 昭知	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長（当事者）
委員	吉田 友哉	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者（当事者）
委員	花宮 良治	社会福祉法人幸福会理事長
委員	米澤 幸宏	特定非営利活動法人レガール理事長
委員	金澤 康隆	障害者相談支援センター「もりのおうち」課長
委員	芦荊 弘城	障がい者相談支援センター「きぼう21」
委員	友永 理紗	障がい者相談支援センター「コーラス」
委員	上村 加代	障がい者相談支援センター「さざんか」
委員	赤嶺 光徳	障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」 センター長
委員	森 千春	大分療育センター地域療育連携室係長
委員	黒島 加奈	大分こども発達支援センター相談支援専門員
委員	安藤 博	大分県立新生支援学校教頭
委員	佐藤 義仁	大分市教育委員会事務局教育センター所長
委員	斉藤 修造	大分市福祉保健部長
委員	嶋津 宗典	大分市保健所長

大分市障害者自立支援協議会 障害福祉計画等策定部会名簿

(順不同、敬称略)

	氏 名	職 名
部会長	中山 慎吾	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 教授
副部会長	豊田 昭知	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長 (当事者)
	堤田 久貴	大分公共職業安定所統括職業指導官
	田原 貴臣	大分県精神保健福祉士協会
	加藤 順子	大分市聴力障害者福祉会常任理事
	早野 眞弓	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事
	後藤 秀信	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」 利用者 (当事者)
	吉田 友哉	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者 (当事者)
	芦荊 弘城	障がい者相談支援センター「きぼう21」
	友永 理紗	障がい者相談支援センター「コーラス」
	上村 加代	障がい者相談支援センター「さざんか」
	赤嶺 光徳	障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」 センター長
	森 千春	大分療育センター地域療育連携室係長
	黒島 加奈	大分子ども発達支援センター相談支援専門員
	安藤 博	大分県立新生支援学校教頭

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（抜粋）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法（抜粋）

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるもの

とする。

- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第6期大分市障害福祉計画
第2期大分市障害児福祉計画
令和3年3月発行

発行元 大分市福祉保健部障害福祉課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL. 097-537-5658 FAX. 097-537-1411
E-mail. syogaifuku@city.oita.oita.jp
